

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監7の第2号

監 査 の 対 象：令和6年度監査委員監査 物品管理（物品現在高調査）に関する事務

所 管 所 属：行政委員会事務局

通 知 日：令和7年2月12日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	行政委員会事務局における物品台帳と実態の乖離について改善を求めたもの 今回の監査において、行政委員会事務局総務部総務課が所管する「パーテーション」は、物品台帳上「4連」との表記があったが、4つのうち1つについて現物の確認ができなかった。 さらに、当該パーテーションは2か所に分かれて保管されていたが、物品台帳上、保管場所として1か所の情報しか記録されていなかったことから、現在高調査の際にはその1か所にある現物を確認するのみで、もう1か所で保管していたパーテーションは今回の監査をきっかけに所在が分かり、これまでの現物確認が十分でなかったことが判明した。 【指摘事項】 行政委員会事務局は、複数の物品で構成されている所管物品について、本件と同様の状況となっていないか改めて確認し、実態と合った物品台帳となるよう必要に応じて整備した上で、日常の管理や現在高調査を漏れなく実施できるよう仕組みを構築し、運用されたい。	・今回の指摘事項と同様の事象がないか所管物品の保管状況を確認し、必要に応じて令和7年1月末までに実態に合わせて物品台帳を整備する。 ・令和7年3月中旬までにチェックリストの作成及び局内周知を実施することにより日常管理や物品現在高調査で正確な調査が実施できる仕組みを構築する。 ・上記仕組みを日常管理や令和7年度に行う物品現在高調査（令和7年3月末時点）より運用する。	措置中	(令和7年5月31日)